

〔別表B〕

## 一般包括役務取引許可 / 特定包括役務取引許可マトリックス（現行）

〔 4 の 項 〕

〔 4 の 項 〕

提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表項番											
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第5項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号(ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第5項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)2若しくは4に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

<p>外為令別表項番</p> <p>提供地</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア</p>	<p>ロシア、ウクライナ</p>	<p>ブラジル、南アフリカ共和国</p>	<p>ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、北朝鮮、ロシア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の地域</p>
<p>外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの</p>											
<p>輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3口又は八に該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するものを除く。)</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するもの</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号、第3号の2、第3号の3又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル若しくはヲ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又は第23条第1項第1号若しくは第3号に該当するもの</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>一般</p>	<p>一般</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>	<p>-</p>	<p>特定</p>	<p>特定</p>

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

<p>外為令別表項番</p> <p>提供地</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ホルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア</p>	<p>ロシア、ウクライナ</p>	<p>ブラジル、南アフリカ共和国</p>	<p>ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、北朝鮮、北ア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の地域</p>
<p>外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの</p>											
<p>輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号若しくはリ又は第12号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(20)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第4号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定



[ 9の項 ]

[ 9の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号、第11号又は14号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の9の項(2)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

[ 別表B ]

一般包括役務取引許可 / 特定包括役務取引許可マトリックス (改正案)

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第6項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号(ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(15)2若しくは4に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

<p>外為令別表項番</p> <p>提供地</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
<p>外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの</p>											
<p>輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又は八に該当するもの(輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するものを除く。)</p>	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号若しくは第3号又は第3項第2号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル若しくはラ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又は第23条第1項第1号若しくは第3号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

<p>外為令別表項番</p> <p>提供地</p>	<p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>トルコ</p>	<p>アイスランド</p>	<p>ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア</p>	<p>ロシア、ウクライナ</p>	<p>ブラジル、南アフリカ共和国</p>	<p>ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア</p>	<p>別記地域</p>	<p>イラン、イラク、北朝鮮、ロシア</p>	<p>アフガニスタン</p>	<p>その他の地域</p>
<p>外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの</p>											
<p>輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号若しくは又又は第12号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(19)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(20)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第4号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1号に該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの</p>	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
<p>輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物</p>	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

外為令別表項番	提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術(輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号又は第16号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するものを除く。)	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号又は第16号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号ハ若しくはニ又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の4の項(2)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチマ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、バハマ、バネマエラ、バネマ、サンビア、ジンバブエ

[ 9の項 ]

[ 9の項 ]

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号、第11号又は第14号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の9の項(2)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、サンビア、ジンバブエ